五、株式会社小野田レジャーに対する件

昭和四十八年（排）第二十五号

排除命令

東京都目黒区下目黒三丁目二十四番二十二号
株式会社　小野田レジャー
右代表者　代表取締役　柴崎　誠

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条条一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社小野田レジャーは、昭和四十八年五月七日から同月二十日までを期間とし、東京都中央卸売市場内の卸売人、仲買人等の従業員を対象に、「第一回東京オール市場ボウリングフェスティバル」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社小野田レジャー（以下「小野田レジャー」という。）は、肩書地に本店を置き、肩書地及び江東区豊洲一丁目一番二十号においてボウリング場を、千葉市幕張町四丁目四百十七番二十五号においてゴルフ練習場等を経営する事業者である。

二　小野田レジャーは、右江東区豊洲一丁目一番二十号所在の晴海ボウリングセンターにおいて、中央区築地にある東京都中央卸売市場内の卸売人、仲買人等の従業員を対象に、株式会社日刊食料新聞社の名義を借りたうえ、昭和四十八年五月七日から同月二十日までを期間とし、七日から十一日まで及び十四日から十八日までの毎日を予選日とし、二十日を決勝日として、「第一回東京オール市場ボウリングフェスティバル」と称する大会を行ない、予選参加者からは一日一試合（五ゲーム）の参加費千五百円、決勝参加者からは、更に二千円を徴し、参加者に対し、ボウリング競技の成績順位により、「日刊食料新聞社賞」（約八万四千円相当のグアム島旅行招待）と称する賞その他各種の賞を景品類として提供することを企画し、この企画を実施した。

しかし、右企画により景品類を提供する方法のなかには、例えば、ボウリング競技の成績順位のうち、「七、十七、二十七、三十七位」、「十、二十、四十、六十、八十位」等のものに対して提供するいわゆる「とび賞」と称されているものがあり、このような方法は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考の「懸賞」に該当するものである。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、決勝参加者については、三千五百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、決勝において提供される「日刊食料新聞社賞」のうち「十、

二十、四十、六十、八十位」の者に提供されるグアム島旅行招待の価額はこの制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、小野田レジャーの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年九月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久